

企業立地支援施策の見直しについて

1 背景

現在、本市においては、総合計画に掲げる「活力のあるまちづくり」の実現を目指し、自立的な地域経済の振興を図っているところです。

国の経済政策等により、為替相場の変動や東日本大震災等による経済への影響からは回復しつつあるもの、未だその効果は地方まで行き届いているとは言いがたい状態であり、実際、全国的に企業の事業縮小や生産拠点の海外展開が未だに続いており、将来的な地域経済への影響が懸念されます。

そこで、本市としましては、企業立地の更なる推進に加え、既存の市内企業への積極的な支援を継続すべきと考えています。

このような状況の中、現在の支援制度が本年度末に終了することから、中勢北部サイエンスシティを始めとする産業拠点への企業誘致を引き続き促進するとともに、市内企業への積極的な支援を行うため見直しを行おうとするものです。

2 支援施策の見直し

(1) 津市企業立地促進条例の有効期限の延長

企業立地の促進並びに市内企業への支援による地域経済の活性化を目的として制定している津市企業立地促進条例について、平成30年3月31日まで有効期限の延長を行います。

(2) 支援制度の改正

ア 企業立地奨励金に係る特定産業の追加

特定産業については、産業集積度の高い主要産業への支援を強化するため、定義を見直し食料品製造業と情報通信機械器具製造業を追加します。

イ 外国企業事業所開設準備奨励金の要件拡大

外国企業が産業業務施設等を新たに設置する場合について、中勢北部サイエンスシティまたはニューファクトリーひさい工業団地から市内全域に拡大します。

3 今後の対応について

津市企業立地促進条例の一部の改正についての議案を平成27年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。

奨励金概要表（改正後）

奨励金名	立地施設	対象事業者	指定事業者要件			対象区域	交付額
			投資内容	投下固定資産額等	常時雇用従業員数		
企業立地奨励金	産業業務施設	全ての事業者	新設、増設、移設	1億円以上	5人以上	SC	固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100
	工場等	中小企業者	新設、移設	1億円以上	10人以上	特定地域	
			増設	5,000万円以上	5人以上		
		大企業者	新設	5億円以上	20人以上		
			増設	2億円以上	10人以上		
	特定産業	新設、移設	1億円以上	5人以上	特定地域		
増設		5,000万円以上					
研究開発施設立地奨励金	研究開発施設	全ての事業者	新設、増設	1億円以上	5人以上	特定地域	固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 3年間 100/100
用地取得費助成奨励金	産業業務施設	全ての事業者	新設、増設、移設	9,000㎡以上の用地取得	10人以上	SC	用地取得費相当額 20/100 操業開始年度の翌年度から 5年間の分割交付 上限額 3億円
	工場等	中小企業者				SC、NF	
		大企業者					
研究開発施設	全ての事業者	新設、増設					
外国企業事業所開設準備奨励金	産業業務施設等	外国企業	新設（ <u>本市の区域内</u> ）	立地の決定	なし	<u>本市の区域内に存する事務所等</u>	賃借料の3カ月分

SC…中勢北部サイエンスシティ、NF…ニューファクトリーひさい工業団地
 産業業務施設…工場等及び研究開発施設以外の施設（事務所、営業所など）
 特定地域…公的工業団地、工場適地、工業専用地域等
 特定産業…津市企業立地促進条例施行規則で定める指定集積業種（金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、窯業土石製品製造業、食品製造業、情報通信機械器具製造業）
 新設…市外の事業者が新たに産業業務施設等を設置すること、又は市内の事業者が既設の事業と異なる業種の産業業務施設等を設置すること。
 増設…市内の事業者が既設の事業と同一の業種の産業業務施設等を拡充の目的をもって設置すること。
 移設…市内の事業者が既設の産業業務施設等を廃し、同一の業種の産業業務施設等を設置すること。

奨励金概要表（現行）

奨励金名	立地施設	対象事業者	指定事業者要件			対象区域	交付額
			投資内容	投下固定 資産額等	常時雇用 従業員数		
企業立地奨励金	産業業務施設	全ての事業者	新設、増設、 移設	1億円以上	5人以上	SC	固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 1年目 100/100 2年目 75/100 3年目 50/100
	工場等	中小企業者	新設、移設	1億円以上	10人以上	特定地域	
			増設	5,000万円以上	5人以上		
		大企業者	新設	5億円以上	20人以上		
			増設	2億円以上	10人以上		
	特定産業	新設、移設	1億円以上	5人以上	特定地域		
増設		5,000万円以上					
研究開発施設立地 奨励金	研究開発施設	全ての事業者	新設、増設	1億円以上	5人以上	特定地域	固定資産税相当額 操業開始年度の翌年度から 3年間 100/100
用地取得費助成奨 励金	産業業務施設	全ての事業者	新設、増設、 移設	9,000㎡以上の 用地取得	10人以上	SC	用地取得費相当額 20/100 操業開始年度の翌年度から 5年間の分割交付 上限額 3億円
	工場等	中小企業者				SC、NF	
		大企業者					
研究開発施設	全ての事業者	新設、増設					
外国企業事業所開 設準備奨励金	産業業務施設等	外国企業	新設（SC、NF）	立地の決定	なし	あのつピア等	賃借料の3カ月分

SC…中勢北部サイエンスシティ、NF…ニューファクトリーひさい工業団地
 産業業務施設…工場等及び研究開発施設以外の施設（事務所、営業所など）
 特定地域…公的工業団地、工場適地、工業専用地域等
 特定産業…津市企業立地促進条例施行規則で定める指定集積業種（金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用
 機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、窯業
 土石製品製造業）
 新設…市外の事業者が新たに産業業務施設等を設置すること、又は市内の事業者が既設の事業と異なる業種の産業業務施設等を設置すること。
 増設…市内の事業者が既設の事業と同一の業種の産業業務施設等を拡充の目的をもって設置すること。
 移設…市内の事業者が既設の産業業務施設等を廃し、同一の業種の産業業務施設等を設置すること。